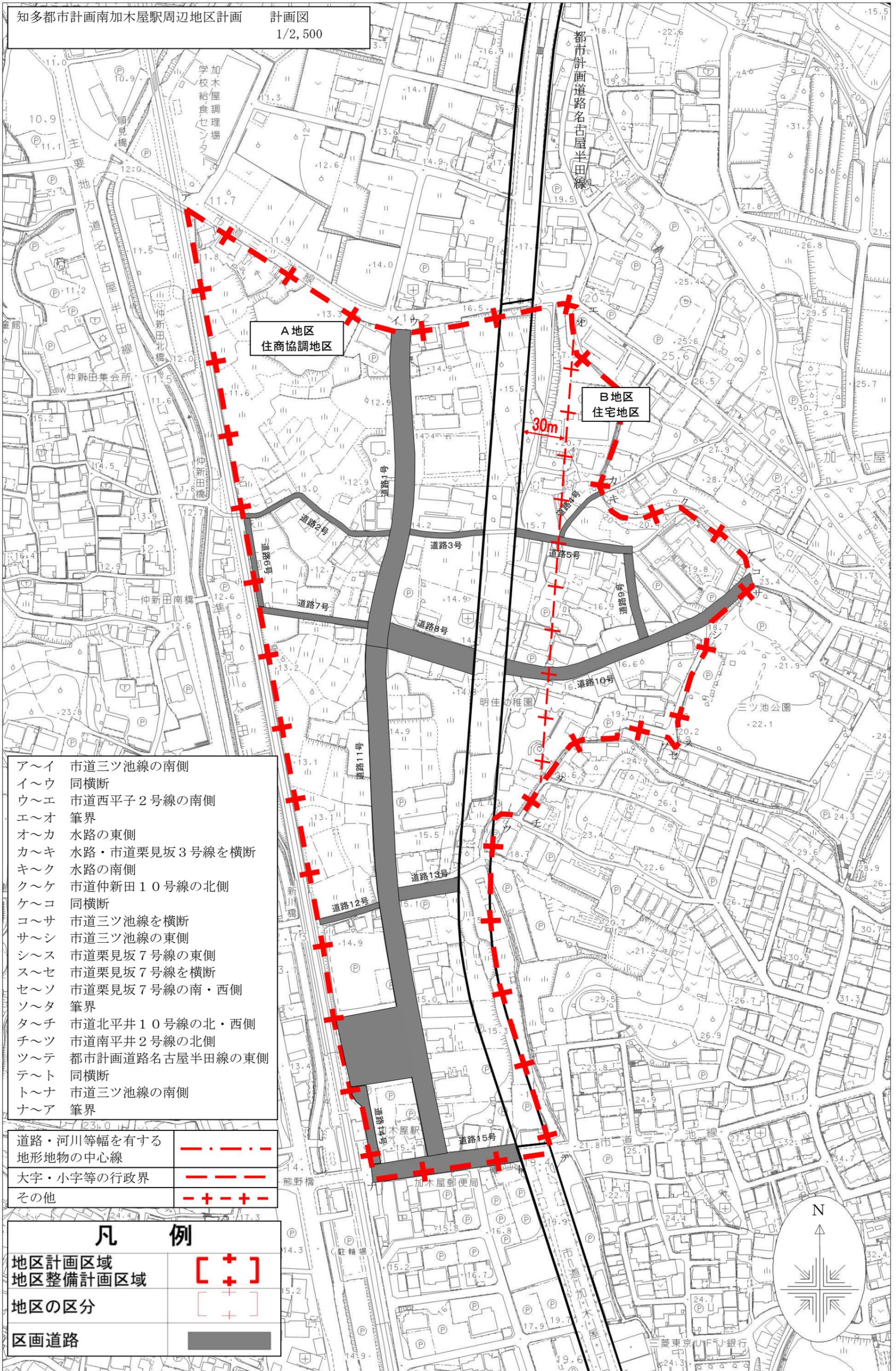


名 称	南加木屋駅周辺地区計画	
位 置	東海市加木屋町西平子、栗見坂、北平井及び南平井の各一部	
面 積	約13.3ha	
地区計画の目標	<p>本地区は市の南部に位置し、西側は名鉄河和線及び準用河川大田川と東側は近隣公園の三ツ池公園と接している地区である。</p> <p>本地区は、東海市において南北交通の要となる都市計画道路名古屋半田線が中央部を縦断するかたちで計画決定されており、かつ名鉄河和線の南加木屋駅の至近にあるため、商業地空間及び良好な住宅地空間の共存をめざし、地域レベルでの生活サービス拠点にふさわしいまちづくりを行っていく。</p> <p>そのため、適切な地区の区分を定め、秩序ある安全で緑豊かな良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>良好な住宅市街地として発展を期するため、住商協調地区、住宅地区等を機能的に配置し、商業・サービス施設用地としての利用を図るとともに、良好な住環境を確保しつつ、地区拠点としてふさわしい秩序ある土地利用を図る。</p> <p>A地区…住商協調地区として、良好な住環境を確保しつつ、生活利便施設の立地を図るなど、地区拠点としてふさわしい土地利用の増進を図る。</p> <p>B地区…住宅地区として、地区景観の多様化を図り、教育環境と調和した良好な住環境の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>既存の道路を有効に生かしながら、商業地空間の確保及び良好な住環境を形成するため、区画道路の改善を確実に進めるとともに、地区住民の利便性や安全性の向上を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>秩序ある良好な市街地の形成を図るため、建築物の用途の制限を定める。</p>
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>建築物等の整備にあたっては、開発に伴う雨水の流出増に対応した貯留施設の整備等、開発規模に応じた治水対策に努める。</p> <p>また、地区内の緑被率を高めるため、生垣等の敷地内緑地の推進に努める。</p>

地 区	種 類		名 称	幅 員	延 長	配 置	備 考	
	地区施設の配置及び規模	道路		道路1号	12.0m	約230m	計画図表示のとおり	拡幅
道路2号				4.0m	約110m	拡幅		
道路3号				4.0m	約50m	拡幅		
道路4号				4.0m	約45m	拡幅		
道路5号				6.0m	約85m	拡幅		
道路6号				4.0m	約60m	新設		
道路7号				4.0m	約80m	拡幅		
道路8号				17.0m	約60m	拡幅		
道路9号				6.0m	約60m	新設		
道路10号				10.0m	約190m	拡幅		
道路11号				14.0m	約360m	拡幅		
道路12号				4.0m	約35m	拡幅		
道路13号				9.0m	約40m	拡幅		
道路14号				6.0m	約50m	新設		
道路15号				13.0m	約100m	拡幅		
整 備 計 画	地区の区分	名称	A地区 (住商協調地区)			B地区 (住宅地区)		
		面積	約11.1ha			約2.2ha		
	建築物等に 関する 事項	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。						
		建築物等の用途の制限	1 畜舎 2 ホテル又は旅館	次に掲げる建築物以外の建築物 1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（い）項第一号から第九号までに掲げるもの 2 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3 病院 4 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の5の3各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 6 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 7 公益上必要な建築物で令第130条の5の4各号に掲げるもの 8 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5各号に掲げるもの及び床面積の合計が15㎡以下の畜舎を除く）				

「区域、地区の区分及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」



- ア～イ 市道三ツ池線の南側
- イ～ウ 同横断
- ウ～エ 市道西平子2号線の南側
- エ～オ 筆界
- オ～カ 水路の東側
- カ～キ 水路・市道栗見坂3号線を横断
- キ～ク 水路の南側
- ク～ケ 市道仲新田10号線の北側
- ケ～コ 同横断
- コ～サ 市道三ツ池線を横断
- サ～シ 市道三ツ池線の東側
- シ～ス 市道栗見坂7号線の東側
- ス～セ 市道栗見坂7号線を横断
- セ～ソ 市道栗見坂7号線の南・西側
- ソ～タ 筆界
- タ～チ 市道北平井10号線の北・西側
- チ～ツ 市道南平井2号線の北側
- ツ～テ 都市計画道路名古屋半田線の東側
- テ～ト 同横断
- ト～ナ 市道三ツ池線の南側
- ナ～ア 筆界

道路・河川等幅を有する 地形地物の中心線	— · — · — · — · —
大字・小字等の行政界	— — — — —
その他	- + - + -

凡 例	
地区計画区域	[ + ]
地区整備計画区域	[ + ]
地区の区分	[ + ]
区画道路	■